

松田町自治基本条例(仮称)の条文に盛り込むべき必要事項(項目)について

資料6

章名	条	項目	必要	不必要	その他(新設事項)等
第1章 総則	1条	目的	12	0	・「自治の基本理念」と「まちづくりの指針」は、「自治」と「まちづくり」の違いを明確に規定することが必要 ・町民が課題解決に関わることを「協働」と表現とするか、それとも「参加」ということにするか、その辺りの議論が必要 ・公益通報制度 ・町の未来を担う子ども関連条項
	2条	条例の位置付け	12	0	
	3条	定義	11	1	
第2章 自治の基本理念	4条	自治の基本理念	10	2	①町民の参加 ②子ども、高齢者のまちづくりへの参画
第3章 自治の基本原則	5条	情報共有の原則	10	2	第11章条例の実効性の担保及び見直しとして第30条が規定されていますが、市長の諮問に応じた審議・答申を行うのみで、答申内容の公表も規定されておらず担保足り得ません。無用の長物と考えますので、当町の条例には最もふさわしくありません。 1 今後の進め方: 条例に盛り込む重要事項について洗い出し、論点整理して議論する。 2 事項の洗い出し: 条例全体の流れ(ストーリー)が必要=条例制定が今後のまちづくりの基本となる仕組み⇒町民に理解していただき、賛同を得て、行動に移していただかなければなりません。⇒先ず読んでいただくことが必要⇒分かりやすさを増す。 3 また、まちづくりの目標に向けて、取り組む仕組みが従来とどこが変わったのかを明確に示す。 4 以下は、ストーリーの素案及び盛り込む重要項目を記述するもの。 (1) まちづくりは、町民、町長(行政)、議会(議員)がそれぞれの役割を果たし、密接に連携して行うものであること。 (2) まちづくりは、主権者である町民が主体となるもので、 <u>自らが出来る範囲のことは自らい</u> 、地域でできることは地域で行い、それでも出来ないことは行政が行うことを明確にした上で、まちづくりに町民それぞれの状況に応じて行動するよう努めること。 (3) 町長(行政)、議会は、町民の付託を受けて町政、議事を行う立場から、 <u>町民への説明責任</u> として、情報提供、情報開示を積極的に行うことにより、必要不可欠な「情報の共有化」を図り、連携したまちづくりを行うこと。また、この情報提供の徹底が後発条例制定自治体として 唯一独自性 できると考えます(現状は、情報格差が大きいと感じられる)。 (4) 議会は、町長以上に町の意思決定の責任があることを明示すること。 (5) その他、①町長の任期、②議会の権限の範囲拡大、③パブリックコメント、④住民投票制度、⑤子どもの権利、⑥児童へのまちづくり教育機会等関連事項を盛り込むこと。 (6) 「目的」、「条例の位置付け」、「定義」規定は、条例の法制基準として事務的に整理するものと考えます。
	6条	参加の原則	9	3	
	7条	協働の原則	8	4	
第4章 まちづくりの指針	8条	まちづくりの指針	6	6	
第5章 役割と責務	9条	市民の役割と責務	11	1	第5条「情報共有の原則」は、第23条の「情報公開」に入れる。 第8条「まちづくりの指針」は町民憲章と重複 第9条「市民の役割と責務」について、町民の権利と責務を分けるものもある 第11条「議会の責務」及び第12条「議員の責務」はまとめる 第15条「行政運営の基本」～第17条「財政運営」はまとめ、第21条「説明責任及び応答責任」を含める
	10条	事業者の役割と責務	7	5	
	11条	議会の責務	11	1	
	12条	議員の責務	10	2	
	13条	市長等の責務	11	1	
第6章 行政運営	14条	職員の責務	11	1	条文項目の多い自治体ということで南足柄市を選定されたことは承知致しましたが、これよりは審議会委員としての責務も当然ながら松田町町民の一人として御意見を申し上げさせていただきます。南足柄市の章名、条、項目数が膨大過ぎて読んでいて最初は町民の皆さんも興味津々で読まれることと思いますが、最後まで全ての町民の方が読むというのは少々疑問を感じています。 松田町のように小さなまちだからこそそのもっとコンパクトにまとめ上げた内容の条文、項目がよるしいのではないかと思います。 (子どもの権利) 神奈川県茅ヶ崎市「骨子案」より抜粋
	15条	行政運営の基本	11	1	
	16条	総合計画	9	3	
	17条	財政運営	9	3	
	18条	監査	4	8	
	19条	行政評価	9	3	
	20条	行政手続	5	7	
	21条	説明責任及び応答責任	7	5	
	22条	パブリックコメント	8	4	
	23条	情報公開	10	2	
24条	個人情報保護	10	2		
25条	学習環境の整備	4	8		
第7章 まちづくり基金	26条	まちづくり基金	2	10	
第8章 住民投票	27条	住民投票	12	0	
第9章 地域コミュニティ	28条	地域コミュニティ	10	2	
第10章 国及び他の自治体との関係	29条	国及び他の自治体との関係	9	3	
第11章 条例の実効性の担保及び見直し	30条	自治基本条例推進委員会	6	6	
第12章 雑則	31条	条例の見直し	12	0	1 すこやかに育つ権利 子どもは、すこやかに育つ権利を有することについて定めます。 2 参加の権利 子どもは地域社会を構成する一員と尊重され、年齢に応じて市政に参加する権利を有することについて定めます。(高齢者の役割と権利) 山梨県富士河口湖町より抜粋
	32条	委任	12	0	
その他必要項目等					1 高齢者は、これまで培った知恵と経験を活かし、その活動を通じて地域社会に貢献しながら、いきいきと心豊かな生活を送り、まちづくりに参加及び参画することができます。 2 町民及び町は、高齢者がまちづくりに参加及び参画するための環境づくりに努めなければなりません。 以上の子ども、高齢者の二点を盛り込むべき項目に上げたいと考えます。条文は他自治体より抜粋したもののので松田町に沿った条文を委員の皆さんと審議していきたいと思ひます。
子どもに関すること					①「こどもの参加」について入れたいです。 入れる場合は9・10条の間あたりを想定 ②「地域コミュニティ」というよりは「自治会等地域の自治活動」のような項目を設けた方が松田町らしいと思ひます。 6条を町民の権利とする。まちづくりに関わる者の責務(中井町第7条)